

I 事業の沿革と推移

1 沿革

- (1) 本市水道の起源
- (2) 上水道拡張事業の経緯
- (3) 水道施設等整備事業の経緯
- (4) 旧簡易水道拡張事業の経緯

2 事業の推移

3 業務量の推移

- (1) 業務量
- (2) 給水系統別人口

1 沿革

(1) 本市水道の起源

本市における最初の水道は、新京阪鉄道株式会社（現在の阪急電鉄株式会社）が自社経営住宅地に給水する目的で、昭和4年6月15日に起工し、同年12月1日に完成したものである。

この水道は、その後、昭和13年8月に簡易水道規則の適用を受け、また、昭和15年11月には水道条例（昭和32年水道法の制定により廃止となる。）の適用を受けて私設水道としての認可を得ていた。

一方、本市の水道事業は、昭和18年4月9日に京阪電気鉄道株式会社（現在の阪急電鉄株式会社）から水道施設を無償譲渡されたのを機に、同年5月15日付けで事業認可を受け、同時に水道使用条例を制定し、供用開始に至った。これが本市水道事業の始まりである。

(2) 上水道拡張事業の経緯

区 分		創設時の概要	第1次拡張事業	第2次拡張事業
認 可 申 請 年 月 日		昭和14年12月20日	昭和24年 1月28日	昭和24年10月19日
認 可 年 月 日			昭和24年 3月 2日	昭和24年11月30日
計 画 給 水 人 口		1,500人	3,000人 (昭和23年8月1日現在 人口42,721人)	10,700人 (予想人口50,000人)
計給 画水 量	1 日 最 大 給 水 量		—	—
	1 人 1 日 最 大 給 水 量		150 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	170 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$
	1 人 1 日 平 均 給 水 量	3.5立方フィート(100 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$)	100 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	—
給 水 区 域 面 積			0.28km ²	1.37km ²
目 標 年 次			昭和24年度	昭和30年度
起 工 年 月 日		昭和 4年 6月15日	認可の日より10日以内	認可の日より1か月以内
竣 工 年 月 日		昭和 4年12月 1日	起工の日より2か月	昭和26年 3月31日
事 業 費		42,757円93銭	130万円	747万円
計 画 の 概 要	水 源 地 関 係	水源 高槻337の27地内(現在の京口町、旧中央水源 地)口径8インチ(200mm) 深度240フィート(72m) のさく井取水量 1昼夜 9,000石(1,620m ³)		浄水池の増設 容量 107m ³ 1池 新旧両池で 194m ³ 昭和30年度の最大給水 量の2時間30分以上保有
	配 水 池 関 係	工事の内訳 さく井、貯水池、配水塔、 ポンプ室、機械器具、 水管、量水器、用地		ポンプ室の増設 木造平屋5m ² 送水ポンプの増設 口径100mm 25馬力 0.8m ³ /min 揚程75m 1台
	今 回 計 画 に よ る 新 規 給 水 区 域	給水区域 三島郡高槻町大字高槻、 松原経営地内(現在の 京口町、城北町二丁目、 高槻町、北園町、八丁畷町、 大学町付近)	新京町、常盤町、北園町、 八丁畷町、(現在の高槻町、 北園町、八丁畷町、 大学町付近)	
備 考		私設水道布設許可申請書 より転記昭和18年4月9日 上記水道施設の無償譲渡 を受け、5月15日市営水道 として供用開始		

※昭和58年4月1日水源地は浄水場に名称変更

第3次拡張事業	第4次拡張事業	第 5 次 拡 張 事 業	
		当初	一部変更(変更認可)
昭和29年 6月14日	昭和33年12月 8日	昭和37年12月20日	昭和41年12月23日
昭和30年 5月 4日	昭和34年 2月 4日	昭和37年12月25日	昭和42年 1月10日
31,000人 (予想人口62,814人)	56,500人 (予想人口93,077人)	165,500人 (予想人口184,000人)	
7,500m ³	16,950m ³	66,200m ³	
240 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	300 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	400 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	
180 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	220 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	300 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	
8.60km ²	17.53km ²	40.58km ²	
昭和37年度	昭和43年度	昭和47年度	
認可の日より1か月以内	認可の日より1か月以内	昭和38年 4月 1日	
昭和32年 3月31日	昭和38年 3月31日	昭和42年 3月31日	
1億2,500万円	2億2,500万円	9億2,000万円	
第2水源地の新設 (旧芥川受水場)	第3水源地の新設 (旧富田水源地) 岡本山配水池の新設 容量 180m ³ 府営水受水設備工事 受水地点より第3水源地 に至る662mに口径300mm モルタルライニング管を	冠水源地の新設 (現在の大冠浄水場) 清水水源地の新設 (現在の清水受水場) 五領水源地の新設 (現在の五領受水場) (第6次へ継続) 芥川水源地の移設	水質改善を図るための浄 水施設の設置及び取水地 点の変更
天神山配水池の新設 容量 2,000m ³	布設、その他受水設備工 事	梶原配水池の新設 (第7次へ継続) 日吉台配水池の新設 天神山配水池の増設 岡本山配水池の増設 氷室加圧場の拡充	
川西、宮田、五百住、津之江、 庄所、高西、土橋、西天川、 下田部(現春日町)、西冠、 別所、安満、真上、 梶原(上牧)	萩之庄、宮田、神内、井尻、 梶原、野田、山手、東天川、 野中(現大冠)、下田部、 真上、赤大路、土室、氷室、 岡本、郡家、上牧	芝生、唐崎、西面、三島江、 柱本、鵜殿(現道鵜)、前島、 中小路(現大冠)、辻子、 大塚、大塚町、成合、服部 (現宮之川原、浦堂、 西之川原、大蔵司、 塚脇ほか)、塚原、奈佐原	

区 分		第 6 次 拡 張 事 業		
		当初	一部変更(変更認可)	見直し
認 可 申 請 年 月 日		昭和42年12月18日	昭和47年 5月11日	昭和49年 2月27日 議決
認 可 年 月 日		昭和43年 3月 4日	昭和47年 5月12日	
計 画 給 水 人 口		315,000人 (予想人口 332,500人)		目標年次の変更 事業費の変更
計給 画水 量	1 日 最 大 給 水 量	142,000m ³		
	1 人 1 日 最 大 給 水 量	450 ^{リットル}		
	1 人 1 日 平 均 給 水 量	320 ^{リットル}		
給 水 区 域 面 積		48.87Km ²		
目 標 年 次		昭和49年度		昭和50年度
起 工 年 月 日		昭和43年 4月 1日		
竣 工 年 月 日		昭和50年 3月31日		昭和51年 3月31日
事 業 費		35億9,000万円		54億3,900万円
計 画 の 概 要	水 源 地 関 係	五領水源地の新設 芥川水源地の増設 大冠水源地の増設 清水水源地の増設 中央、富田水源地の廃止 統合	取水地点の一部変更	
	配 水 池 関 係	梶原配水池の新設 (第7次拡張へ継続) 城山配水池の新設 奈佐原受水池の新設		
	今 回 計 画 に よ る 新 規 給 水 区 域	番田、原、萩谷、成合、 南平台ほか		
備 考				

第 7 次 拡 張 事 業			
当初	見直し	見直し	一部変更(変更認可)
昭和51年 7月15日	昭和54年 3月22日 議決 目標年次の変更	昭和56年 3月26日 議決 目標年次の変更 事業費の変更	昭和62年 2月17日
昭和51年 9月 9日			昭和62年 3月24日
375,000人			402,300人
180,000m ³			180,000m ³
480 ^{リットル}			447 ^{リットル}
350 ^{リットル}			331 ^{リットル}
48.87Km ²			50.91Km ²
昭和54年度	昭和56年度	昭和60年度	昭和70年度
昭和51年10月 1日			昭和62年 4月 1日
昭和55年 3月31日	昭和57年 3月31日	昭和61年 3月31日	昭和71年 3月31日
35億円		46億円	57億円
清水水源地の拡張 五領水源地の拡張 芥川受水場の拡張		五領水源地进行直送配水に変更し、梶原配水池を計画削除	大冠浄水場の整備 清水浄水場の浄水部門の廃止
梶原配水池の新設 城山配水池の増設 阿武山配水池の新設 阿武野配水池の新設 摂津峡配水池の新設 摂津峡中継ポンプ場の新設			阿武野配水池の新設 奈佐原受水池の増設 阿武山配水池の増設 五領配水池の増設
給水区域変更なし			奈佐原の一部 霊仙寺の一部 茨木市総持寺台の一部

区 分		第 7 次 拡 張 事 業		
		見直し	見 直 し	2次変更(変更認可)
認 可 申 請 年 月 日		昭和63年12月19日	平成 2年 9月27日	平成19年 3月20日
認 可 年 月 日		議決	議決	平成19年 3月30日
計 画 給 水 人 口		事業費の変更	事業費の変更	360,000人
計給 画水 量	1 日 最 大 給 水 量			128,700m ³
	1 人 1 日 最 大 給 水 量			360 ^{リットル}
	1 人 1 日 平 均 給 水 量			306 ^{リットル}
給 水 区 域 面 積				51.68Km ²
目 標 年 次				平成27年度
起 工 年 月 日				平成19年 4月 1日
竣 工 年 月 日				平成28年 3月31日
事 業 費		64億円	101億円	1億円
計 画 の 概 要	水 源 地 関 係			大冠浄水場 18号井築造
	配 水 池 関 係			
	今 回 計 画 に よ る 新 規 給 水 区 域			下の一部 成合の一部 萩谷の一部 原の一部
備 考			平成9年3月31日 茨木市 総持寺台の一部を給水区域から除く (0.04km ²) 平成15年2月26日 神内一丁目5～7番を給水区域から除き、島本町の給水区域に編入 (0.0039km ²)	平成19年3月30日 変更認可により給水区域拡張 (0.81km ²)

第 7 次 拡 張 事 業		
変更届出	一部変更(変更認可)	一部変更(変更認可)
平成24年 3月14日	平成31年 1月11日	令和6年 6月 7日
平成24年 3月16日	平成31年 1月31日	令和6年 7月10日
360, 100人	352, 500人	346, 000人
126, 200m ³	112, 300m ³	105, 300m ³
352 ^{リットル}	319 ^{リットル}	304 ^{リットル}
299 ^{リットル}	287 ^{リットル}	279 ^{リットル}
55. 85Km ²	55. 85Km ²	55. 85Km ²
平成27年度	令和9年度	令和15年度
平成24年 4月 1日	平成30年 4月18日	令和7年 1月 7日
平成28年 3月31日	平成31年 1月20日	令和8年 3月13日
－	2億円	3億円
変更届出により榎田浄水場及び川久保浄水場を追加	大冠浄水場 19号・20号井築造、 9号・10号・17号井廃止 二料浄水場を廃止 杉生浄水場を廃止	榎田浄水場 取水地点を変更 普通沈殿池を上向流固定床砂ろ過に変更
変更届出により榎田配水池を追加		
大字田能の一部・大字中畑の一部・大字出灰の一部・大字二料の一部・大字杉生の一部・大字川久保の一部		
榎田地区・川久保地区簡易水道事業を水道事業に統合		

(3) 水道施設等整備事業の経緯

区 分	水 道 施 設 等 整 備 事 業		
	当初	見直し	見直し
計 画 目 標 年 次	昭和55年度	昭和56年度	昭和60年度
工 期	昭和51年4月1日～ 昭和56年3月31日(5か年)	昭和51年4月1日～ 昭和57年3月31日(6か年)	昭和51年4月1日～ 昭和61年3月31日(10か年)
計 画 給 水 人 口	第7次拡張事業参照	第7次拡張事業参照	第7次拡張事業参照
計 画 給 水 量	〃	〃	〃
	1人1日最大給水量	〃	〃
	1人1日平均給水量	〃	〃
事 業 費	13億円	19億円	23億円
議 決 年 月 日	※昭和51年4月1日	昭和54年3月22日	昭和56年3月26日
整 備 計 画	日吉台配水池増設 大冠水源地配水池増設 配水ポンプ4台増強 及び電気計装設備 老朽管更新及び管更生	同左	同左及び 芥川受水場 受水流量制御設備 大冠水源地 変電設備
備 考	※着工年月日		

第2次水道施設等 整備事業	第 3 次 水 道 施 設 等 整 備 事 業		
	当初	見直し	見直し
昭和64年度	昭和70年度	昭和70年度	平成7年度
昭和61年4月1日～ 昭和65年3月31日(4か年)	昭和62年4月1日～ 昭和71年3月31日(9か年)	昭和62年4月1日～ 昭和71年3月31日(9か年)	昭和62年4月1日～ 昭和71年3月31日(9か年)
—	402,300人(7拡一部変更)		
—	180,000m ³ (7拡一部変更)		
—	447 ^{リットル} (7拡一部変更)		
—	331 ^{リットル} (7拡一部変更)		
15億円	57億円	64億円	101億円
昭和61年3月27日	昭和61年12月18日	昭和63年12月19日	平成2年9月27日
五領浄水場 テスト井ポンプ電気設備 大和第一配水池改造 大和第二配水池新設 老朽管更新及び管更生	大冠浄水場の整備 阿武野配水池の新設 奈佐原受水池の増設 阿武山配水池の増設 五領配水池の増設 大冠取水井築造 五領取水井築造 大冠急速ろ過機1基増設	同左及び 五領浄水場の整備	同左及び 大冠浄水場非常用発電機設備 清水受水場受水管布設 芥川受水場場内整備 岡本山配水池場内整備 天神山第一配水池場内整備 大冠浄水場計装設備二重化 萩谷高区配水池築造
			平成5年)健全化計画策定 計画目標年次平成12年度

区 分	第 4 次 水 道 施 設 等 整 備 事 業		第5次水道施設等 整備事業
	当初	見直し	
計 画 目 標 年 次	平成12年度	平成12年度	平成17年度
工 期	平成8年4月1日～ 平成13年3月31日(5か年)	平成8年4月1日～ 平成13年3月31日(5か年)	平成13年4月1日～ 平成18年3月31日(5か年)
計 画 給 水 人 口	372,000人	369,000人	358,000人
計 画 給 水 量	154,000m ³	150,000m ³	143,500m ³
	1人1日最大給水量	414 ^{リットル}	400 ^{リットル}
	1人1日平均給水量	344 ^{リットル}	320 ^{リットル}
事 業 費	80億円	51億円	46億円
議 決 年 月 日	平成8年3月15日	平成10年3月26日	平成13年3月27日
整 備 計 画	五領浄水場受水管布設 大冠浄水場集中監視システム更新 城山配水池送水管二重化 萩谷加圧ポンプ設備 摂津峡配水池増設 清水受水場管理棟築造 日吉台配水池緊急遮断弁設置 芥川大橋水管橋一式 城西橋水管橋一式 萩谷低区配水池築造	五領浄水場受水管布設 城山配水池送水管二重化 萩谷加圧ポンプ設備 摂津峡配水池増設 日吉台配水池緊急遮断弁設置 萩谷低区配水池築造 他事業体相互連絡管布設 大冠浄水場他テレメータ装置設置 五領浄水場他テレメータ装置設置 清水受水場場内配管整備	集中監視システム更新 清水受水場管理棟改修及び受配電設備更新 大冠浄水場受配電設備及び場内配管更新 五領浄水場施設整備及び受配電設備更新 奈佐原受水場送水ポンプ更新 地下水調査 府水非常用分岐設置 配水管布設 計画道路内配水管整備 幹線管整備 経年幹線管更新 他事業体連絡管整備
備 考			平成13年) 高槻市水道事業 基本計画策定 計画最終年次平成22年度 平成14年3月) 事業費変更41億円

第6次水道施設等 整備事業	第7次水道施設等 整備事業	第8次水道施設等 整備事業	第9次水道施設等 整備事業
平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和7年度
平成18年4月1日～ 平成23年3月31日(5か年)	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日(5か年)	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日(5か年)	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日(5か年)
354,500人	357,400人	351,500人	344,100人
127,000m ³	116,500m ³	113,500m ³	105,100m ³
358 ^{リットル}	326 ^{リットル}	323 ^{リットル}	306 ^{リットル}
301 ^{リットル}	293 ^{リットル}	291 ^{リットル}	275 ^{リットル}
23億円	30億円	52億円	88億円
平成18年3月28日	平成23年3月16日	平成28年3月28日	令和3年3月26日
奈佐原受水場受配電設備更新 大冠浄水場受配電設備更新 大冠浄水場ろ過機耐震補強 大冠浄水場取水井築造 阿武野配水池送水ポンプ盤更新 奈佐原受水池耐震補強 大冠配水池耐震補強 城山配水池耐震補強 日吉台配水池耐震補強 耐震貯水槽築造 配水管布設 計画道路内配水管整備 幹線管整備 経年幹線管更新	日吉台配水池3号池改築 日吉台配水池1・2号池耐震補強、内部防水 城山第1配水池2号池内部防水 大冠配水池2号池内部防水 大和第1配水池施設改築(平成28年度継続) 水質自動計測器設置 大冠浄水場エアレーションタワー耐震補強 大冠浄水場管理棟耐震補強 清水受水場管理棟耐震補強 水質試験室改修 耐震貯水槽設置 配水管布設 計画道路内配水管整備 幹線管整備 経年幹線管更新 水管橋耐震補強	阿武山配水池2号池築造 城山第1配水池緊急遮断弁設置及び場内配管 大冠浄水場取水井築造 五領受水場機能縮小に伴う施設更新 大冠浄水場集中監視システム更新 大冠浄水場配水ポンプ及び電気設備整備 耐震貯水槽設置 重要管路及び基幹管路の耐震化 他事業に伴う管路整備 災害対策連絡管布設	大冠浄水場2号池改修及び場内配管整備 城山第1配水池擁壁部対策 奈佐原受水池改修 大冠浄水場4・5号配水ポンプ設備更新 大冠浄水場発電機棟築造 大冠浄水場発電設備設置 大冠浄水場内配管整備 水道部庁舎耐震改修 榎田浄水場取水施設等整備 重要給水施設管路及び基幹管路の耐震化 他事業に伴う効率的な管路整備

(4) 旧簡易水道拡張事業の経緯

区 分		櫛 田 地 区 簡 易 水 道 事 業	
		創設時の概要	第1次拡張事業
認 可 申 請 年 月 日		昭和46年 7月28日	昭和50年12月25日
認 可 年 月 日		昭和46年 8月10日	昭和51年 1月31日
計 画 給 水 人 口		650人	650人
計給 画水 量	1 日 最 大 給 水 量	104.75 m^3	260 m^3
	1 人 1 日 最 大 給 水 量	150 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	338 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$
	1 人 1 日 平 均 給 水 量	100 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$	250 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$
給 水 区 域		高槻市行政区域の内大字田能、大字中畑、 大字出灰(田能の内大谷地区を除く)	高槻市行政区域の内大字田能、大字中畑、 大字出灰(田能の内大谷地区を除く)
目 標 年 次		昭和55年度	昭和60年度
起 工 年 月 日		昭和46年 9月20日	昭和51年 1月10日
竣 工 年 月 日		昭和48年 3月31日	昭和51年 3月31日
事 業 費		71,546,000円	26,300,000円
計 画 の 概 要		取水施設 取水井 取水ポンプ $\phi 40$ $Q=0.1\text{m}^3/\text{min}$ $H=17\text{m}$ 1.5KW 2台(内1台予備) 導水施設 導水管 VP $\phi 75$ $L=98\text{m}$ 浄水施設 着水井 普通沈澱池 $V=38.4\text{m}^3$ 2池 池内平均 $v=0.02\text{m}/\text{min}$ 緩速ろ過池 有効ろ過面積 $A=28.8\text{m}^2$ 2池 ろ過速度 $v=4.0\text{m}/\text{D}$ 滅菌機 点滴式塩素滅菌機1台 電解式塩素滅菌機30g/h 1台 滅菌室 1棟 浄水池 有効容量 $V=19.6\text{m}^3$ 1池 送水施設 ポンプ室 1棟 送水ポンプ 多段ウズ巻ポンプ $\phi 40Q=0.1\text{m}^3/\text{min}$ $H=68\text{m}$ 3.7KW 2台(内1台予備) 送水管 VP $\phi 100$ $L=1,528\text{m}$ 配水施設 配水池 容量 $V=45.9\text{m}^3$ 2池 調圧槽 容量 $V=2.0\text{m}^3$ 1池 配水管 $\phi 50\sim 150\Sigma L=9,083.3\text{m}$	取水ポンプ新設 $\phi 50$ $Q=0.2\text{m}^3/\text{min}$ $H=17\text{m}$ 1.5KW 2台(内1台予備) 浄水施設 普通沈澱池 $V=38.4\text{m}^3$ 1池 (池内平均 $v=0.02\text{m}/\text{min}$) 緩速ろ過池 $A=28.8\text{m}^2$ 1池 (ろ過速度 $v=4.9\text{m}/\text{日}$) 浄水池 $V=7.8\text{m}^3$ 1池 滅菌機 電解式塩素滅菌機75g/h 新設1台浄水施設に伴う場内配管、 場内整備造成等一式 送水ポンプ新設 多段ウズ巻ポンプ $\phi 40$ $Q=0.18\text{m}^3/\text{min}$ $H=70\text{m}$ 5.5KW 2台(内1台予備) 配水施設増設 配水池 $V=91.5\text{m}^3$ 1池 配水池に伴う場内配管、場内整備、 造成等一式
備 考			

※昭和58年4月1日水源地は浄水場に名称変更

榑 田 地 区 簡 易 水 道 事 業	
第2次拡張事業	第3次拡張事業
昭和56年12月22日	平成 5年12月27日
昭和57年 1月21日	平成 6年 1月31日
780人	1,006人
329.5m ³	822.2m ³
338 ^{リットル}	817.29 ^{リットル}
250 ^{リットル}	588.46 ^{リットル}
高槻市行政区域の内大字田能、大字中畑、 大字出灰、大字二料の各一部の区域	大字田能、大字中畑、大字出灰、大字二料、 大字杉生の各一部（ 1.7km ² ）
昭和65年度	平成17年度
昭和56年 1月25日	平成 6年 3月11日
昭和57年 3月31日	平成 8年 3月31日
22,000,000円	578,413,000円
榑田水源 取水ポンプ新設 φ 50 Q=0.236m ³ /min H=18m 2.2KW 2台(内1台予備) 送水ポンプ新設 多段ウズ巻ポンプ φ 50 Q=0.215m ³ /min H=72m 7.5KW 2台(内1台予備) 配水管布設 φ 75 L=1,771.7m (変更) ろ過速度 v =5.9m/日 二料水源 導水施設 導水管 SP φ 50 L=24.6m 浄水施設 緩速ろ過池 有効ろ過面積A=5.4m ² ろ過速度 v =4.0m/日 2池 滅菌機 点滴式塩素滅菌機 1台 電解式塩素滅菌機10g/h 1台 滅菌室 1棟 配水施設 配水池 容量V=44.6m ³ 1池 配水管 φ 50～100 ΣL=2,002m	榑田水源 取水ポンプの新設 φ 65 Q=0.63m ³ /min H=18m P=3.7KW 導水管布設 φ 100 L=131m 送水管布設 φ 150 L=1,094m 配水管布設 φ 75～φ 150 ΣL=2,396m 配水池増設 RC造 V=396m ³ 浄水施設 沈砂池 V=38.4m ³ 3池 普通沈澱池 V=57.7m ³ 3池 滅菌機 次亜塩留タンク V=2m ³ 1槽 次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ 2台 電気計装室 1室 緩速ろ過池 有効ろ過面積113.4m ² ろ過速度 v =4.0m/日 3池 浄水池 V=33.1m ³ 2池 混和池 V=18.0m ³ 1池
二料地区簡易水道を統合して、 昭和57年4月1日供給開始	杉生地区飲料水供給施設を統合して、平成6年12月1日供給開始 平成24年3月31日簡易水道事業を廃止し、同年4月1日水道事業に統合 (廃止届：大阪府知事平成24年3月14日受理)

[illegible]

2 事業の推移

年月	事 項
昭和	〔昭和30年度以前〕
4. 11	創設 新京阪鉄道株式会社（現在の阪急電鉄株式会社）が経営する住宅地に供給する 目的で私設水道を布設
18. 4	京阪電気鉄道株式会社（現在の阪急電鉄株式会社）より水道施設（中央水源地） の無償譲渡を受ける
18. 5	水道使用条例制定、市営水道として供用開始
24. 3	上水道第1次拡張事業認可
24. 11	上水道第2次拡張事業認可
24. 12	中央水源地浄水池新設
28. 12	天神山配水池新設（容量2,000m ³ ）
29. 6	芥川水源地新設（旧芥川受水場）
30. 4	芝生簡易水道事業設置
30. 5	上水道第3次拡張事業認可
	〔昭和31年度〕
31. 4	道才簡易水道事業設置
31. 4	西面簡易水道事業設置
	〔昭和32年度〕
32. 6	三島江簡易水道事業設置
32. 8	水道会館新設（紺屋町国鉄駅前）
32. 10	梶原南地区簡易水道事業設置
33. 3	富田水源地新設
	〔昭和33年度〕
33. 4	柱本簡易水道事業設置
33. 6	萩谷簡易水道事業設置
34. 2	上水道第4次拡張事業認可
	〔昭和34年度〕
34. 4	梶原南地区簡易水道を上水道に統合
	〔昭和35年度〕
35. 4	唐崎簡易水道事業設置
	〔昭和36年度〕
36. 4	地方公営企業法全部適用
36. 4	水道事業管理者を設置 管理者 佐久間 律
36. 7	府営水道から受水開始（庭窪浄水場系統）
	〔昭和37年度〕
37. 9	氷室加圧場新設
37. 12	上水道第5次拡張事業認可
38. 2	番田地区飲料水供給事業設置
	〔昭和38年度〕
39. 3	新水道会館仮庁舎建設（桃園町）
39. 3	岡本山配水池新設（容量545m ³ ）
	〔昭和39年度〕
39. 4	水道部長 岸野 健吉 就任（管理者は助役が兼任）
39. 7	大冠水源地新設（仮設）

年月	事 項
昭和	〔昭和39年度〕
39. 7	府営水道村野浄水場系統より受水開始
39. 9	天神山配水池増設（容量2,800m ³ ）
40. 3	水道料金改定案原案可決（40. 4実施）改定率 基本料金43%、超過料金50%
40. 3	杉生飲料水供給事業設置
40. 3	高槻市島本町簡易水道事業設置
	〔昭和40年度〕
40. 4	高槻市公認水道工事業協同組合設立
40. 4	府営水道値上げ実施 12円50銭／m ³ （昭和30年4月1日実施）から16円／m ³ （28.00%：昭和40年4月1日改正）
40.	給水人口10万人超える
40.	鑄鉄管 φ300以上にダクタイル鑄鉄管採用
40. 11	大冠水源地増設（本建築）
	〔昭和41年度〕
41. 7	水道部長 東谷 行延 就任（管理者は助役が兼任）
41. 7	検針方法を隔月検針に切替え
41. 7	水道料金計算業務を民間委託
41. 7	給水装置屋内修繕業務の業者委託
41. 9	清水水源地新設
41. 10	芥川水源地新設（旧施設廃止）
42. 3	柱本、唐崎、西面、三島江、旧三箇牧地区及び芝生地区並びに道才地区を上水道に統合
	〔昭和42年度〕
42. 10	高槻市公営企業審議会規則施行
43. 3	上水道第6次拡張事業認可
43. 3	水道料金改定案原案可決（43. 4実施）平均改定率 25.19% 同時に加入金制度の導入
43. 3	高槻市公営企業審議会が発足
	〔昭和43年度〕
43. 4	水道部長 吉田 利雄 就任（管理者は助役が兼任）
43. 9	岡本山配水池増設（容量1,500m ³ ）
43. 11	管理者の権限は市長へ
43. 12	日吉台配水池増設（容量1,000m ³ ）
44. 3	大冠水源地増設
44. 3	日吉台配水池ほか送・配水施設を船場産業（株）より受贈（38年建設）（容量540m ³ ）
	〔昭和44年度〕
44. 4	水道部長 中村 善次 就任（管理者は市長が兼任）
45. 3	五領水源地新設
	〔昭和45年度〕
45. 6	水道事業管理者 中村 善次 就任
45.	給水人口20万人超える
45. 10	水道料金の口座振替制度を導入
46. 3	芥川水源地増設
46. 3	清水水源地増設
46. 3	高槻市公営企業審議会「将来の経営のあり方について」答申

年月	事 項
昭和	〔昭和46年度〕
46. 8	樫田・二料地区簡易水道事業認可
46.10	中央水源地廃止
	〔昭和47年度〕
47. 5	給水装置等審査委員会発足（水道工事新規資材の審査）
47. 6	大冠水源地増設
47. 9	水道事業管理者 吉田 利雄 就任
47.10	富田水源地廃止
47.11	城山配水池新設（容量2,000m ³ ）
48. 3	清水水源地増設（排水処理設備を新設）
	〔昭和48年度〕
48. 4	樫田・二料地区簡易水道事業設置
48. 4	原地区給水開始
48. 7	異常渇水により、府営水道から受水量15%制限あり、市内全域に節水を呼びかけプール給水を制限する
48.10	安岡寺町四、五丁目地区専用水道から上水道に切替え
48.12	番田地区上水道に統合
48.12	給水人口30万人を超える
48.	铸铁管φ75～250にダクタイル铸铁管採用
49. 1	水道新庁舎にて執務開始（桃園町）
49. 3	五領水源地増設
	〔昭和49年度〕
49. 4	松が丘二、三丁目地区専用水道から上水道に切替え
49. 4	弥生が丘町地区専用水道から上水道に切替え
49. 4	電算移行計画により市長事務部局において料金計算を開始、同時に検針カード、料金納付書の自動読取制度を採用
49. 5	松が丘四丁目地区専用水道から上水道に切替え
49. 6	府営水道値上げ実施 16円／m ³ （昭和40年4月1日改定）から19円70銭／m ³ （23.13%：昭和49年6月1日改定）
49. 9	電話による開閉栓の受付を開始
49. 9	水道料金改定案修正可決（11月1日実施）平均78.07%（口径別料金体系採用）
49. 9	加入金改定案修正可決（11月1日実施）改定率900%
49.10	大口径メータの市への移管
50. 2	モルタルライニング工事（管更生工事）に着手
	〔昭和50年度〕
50.10	東城山地区簡易専用水道から上水道に切替え
50.11	漏水調査を業者委託
51. 1	樫田地区簡易水道変更認可
51. 1	有収率向上対策委員会設置（5部会）
51. 3	奈佐原受水場新設供用開始
51. 3	奈佐原～清水水源地テレメータ供用開始
51. 3	奈佐原受水場岡本山送水ポンプ供用開始
51. 3	氷室加圧場運転停止
51. 3	樫田地区簡易水道増設
51. 3	上水道第6次拡張事業終了

年月	事 項
昭和	〔昭和51年度〕
51. 4	水道施設等整備事業着工
51. 7	配水管・給水装置工事施行基準制定
51. 8	料金滞納者の給水停止を執行
51. 9	上水道第7次拡張事業認可
51.10	府営水道値上げ実施 19円70銭／ m^3 (昭和49年6月1日改定)から29円70銭／ m^3 (50.76%:昭和51年10月1日改定)
51.11	水道事業管理者 高野 七郎 就任
52. 2	2月16日～20日異常寒波襲来で水道管の破損事故多発(約3,900件)
52. 3	日吉台配水池(増設容量3,000 m^3)供用開始
52. 3	天神山第2配水池中継室及びポンプ供用開始
	〔昭和52年度〕
52. 8	異常渇水により、府営水道から受水量10%制限があり、市内全域に節水を呼びかける
52. 9	水道料金改定案修正可決(10月1日実施) 平均48.22%
52.10	水道料金の2か月集金を実施、同時に下水道使用料との徴収事務一元化を実施
52.10	府営水道値上げ実施 29円70銭／ m^3 (昭和51年10月1日改定)から43円70銭／ m^3 (47.14%:昭和52年10月1日改定)
52.10	加入金の適用基準を一部改正(貯水槽給水の取扱)
52.11	芥川水源地府営水の受水場として稼働(自己水廃止)
52.11	日吉台配水池低水压給水区域への可変速電動機の導入により一定圧制御による自動運転開始
52.12	大冠水源地増設及び可変速電動機の導入により推定末端圧制御による自動運転開始
53. 2	清水～芥川受水場テレメータ化及びプログラム制御による自動運転並びに作表等総合管理システムの第一歩
53. 3	摂津峡配水池新設(容量100 m^3)
	〔昭和53年度〕
53. 4	鉛管(給水管)に替えポリエチレン管を採用
53. 4	铸铁異形管内面に腐食防止のため粉体塗装を採用
53. 4	腐食防止(铸铁管のジョイント部分にポリエチレンスリーブ採用)
53. 6	水道法の改正により、受水槽の管理が法規則の対象となる(有効容量20 m^3 を超えるもの)
53. 8	摂津峡中継ポンプ場新設、同時に月見台地区給水開始
53. 8	萩谷地区上水道に統合
53. 8	芥川受水場受水池増設(容量2,550 m^3)
53. 9	異常渇水により府営水道から受水量10%制限があり、市内全域に節水を呼びかける
53.10	水道料金の口座振替済通知を検針通知と併用
53.10	府営水道値上げ実施 43円70銭／ m^3 (昭和52年10月1日改定)から48円70銭／ m^3 (11.44%:昭和53年10月1日改定)
53.10	高槻市上下水道工事業協同組合事務所が移転
	〔昭和54年度〕
54. 4	高槻島本町簡易水道川久保配水池新設(容量10 m^3)
54. 8	修繕工事費を一部改正
54. 9	大口メータに流量調整器取付開始
55. 3	大冠水源地に水質試験室を新設増強
55. 3	有収率90%を超える

年月	事 項
昭和	〔昭和55年度〕
55. 4	4か月検針に切替え
55. 7	水道事業管理者 田村 修 就任
55.10	城山配水池増設（容量2,000m ³ ）
56. 2	大冠水源地次亜塩素酸ソーダに切替え
56. 2	異常寒波襲来で水道管の破損事故多発（約5,000件）
56. 3	水道におけるトリハロメタン対策について厚生省通知（当面制御目標値0.10mg/l）
	〔昭和56年度〕
56. 4	北大阪上水道協議会「給水装置工事の施工基準」定める
56. 6	清水水源地5号取水井二重ケーシング
56. 6	清水水源地2号取水井掘替え
56.8～9	水道水のカビ臭発生（琵琶湖での植物性プランクトン、アナベナ異常発生によるもので淀川を取水源とする水道で発生。府営水道は、カビ臭除去のため、9月7日から26日まで活性炭投入）
56.11	五領水源地次亜塩素酸ソーダに切替え
57. 1	五領水源地夜間無人化
57. 3	清水水源地～府営水道奈佐原浄水池テレメータ設置
57. 3	樫田地区簡易水道～二料地区簡易水道連絡工事 （二料地区を廃止し、樫田地区に統合、57年4月供給開始）
57. 3	水道料金改定案修正可決で2段階改定に、実施は昭和57年10月から平均改定率21.50%及び昭和58年10月から平均8.41%（現行対比31.73%）
	〔昭和57年度〕
57. 4	水道料金の集金制廃止
57. 7	五領水源地汚泥天日乾燥ろ床新設
57. 7	大冠水源地1号取水井掘替え
57.10	水道料金改定実施（57.3議決）平均改定率21.50%
57.10	給水台帳のマイクロ化実施
57.12	京都市西京区大原野出灰町へ分水開始
58. 2	五領水源地取水井テストボーリング実施
58. 3	日吉台配水池増設（容量3,000m ³ ）
	〔昭和58年度〕
58. 4	各水源地を浄水場に名称変更
58. 5	五領浄水場2号取水井二重ケーシング化
58. 7	大冠浄水場エアレーション設備稼動
58.10	水道料金改定実施（57.3議決）平均改定率8.41%
58.10	「受水槽以下装置の施工並びに管理運営指導基準」を制定
59. 2	異常寒波襲来で水道管の破損事故多発（約1,900件）
59. 2	水道におけるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1.1.1-トリクロロエタン対策について厚生省通知（暫定基準値トリクロロエチレン0.03mg/l以下、テトラクロロエチレン0.01mg/l以下、1.1.1-トリクロロエタン0.3mg/l以下）
59. 3	五領浄水場5号取水井テストボーリング実施
59. 3	奈佐原受水場ポンプ室築造
	〔昭和59年度〕
59. 6	大和ネオポリス団地（専用水道 392戸）水道施設を市に移管
59. 7	五領浄水場5号取水井掘替え
59. 7	水道事業管理者 田村 修 再任

年月	事 項
昭和	〔昭和59年度〕
59. 7	城山配水池内ポンプ室新設
59. 10	府営水道値上げ実施 48円70銭／ m^3 (昭和53年10月改定)から57円20銭／ m^3 (17.45%:昭和59年10月1日改定)
59. 10	公認業者の責任技術者、技能者の水道部への登録制度実施
59. 10	琵琶湖異常渇水により、府営水道から受水量10%制限があり、市内全域に節水を呼びかける(第1次給水制限)
59. 10	五領浄水場1号取水井二重ケーシング化
59. 11	渇水の深刻化により府営水道20%カットの第2次取水制限実施。本市においても、自己水のフル稼働、市民への節水協力依頼等対策を強化
59. 11	奈佐原受水場～岡本山配水池テレメータ設置
60. 1	清水浄水場次亜塩素酸ソーダに切替え
60. 3	府営水道の給水制限緩和及び全面解除
60. 3	五領浄水場テスト井導水管布設
60. 3	阿武山配水池新設(容量2,500 m^3)
60. 3	第2次水道施設等整備事業計画策定
	〔昭和60年度〕
60. 7	大冠浄水場観測井二重ケーシング化
60. 9	五領テスト井ポンプ電気設備工事
60. 9	五領浄水場急速ろ過施設改良
60. 10	五領浄水場3号取水井二重ケーシング化
60. 11	水道法施行令一部改正 簡易専用水道の範囲を受水槽有効容量が10 m^3 を超えるものに一部改正(施行は、昭和61年11月から)
61. 3	大冠浄水場受電設備改良
61. 3	萩谷～清水浄水場テレメータ設置
61. 3	川久保地区簡易水道事業認可
	〔昭和61年度〕
61. 6	大冠浄水場8号取水井三重ケーシング化
61. 8	大冠浄水場テスト井掘削
61. 8	城山配水池場内で亀裂発見。地質調査を開始し、亀裂防止応急対策工事に着手
61. 10	渇水のため淀川第1次取水制限
61. 11	淀川第2次取水制限
62. 1	淀川第2次取水制限解除
62. 1	大和第二配水池新設(容量72 m^3)
62. 1	城山配水池場内亀裂防止応急対策工事完了
62. 2	淀川第1次取水制限解除
62. 2	川久保地区簡易水道施設完成
62. 3	城山配水池耐震対策工事施工
62. 3	上水道第7次拡張一部変更事業認可
62. 3	第3次水道施設等整備事業計画策定
	〔昭和62年度〕
62. 4	川久保地区簡易水道通水
62. 4	杉生地区量水器設置
62. 6	大冠浄水場整備工事着手
62. 7	大冠浄水場4号取水井二重ケーシング化
62. 9	奈佐原受水場汚泥天日乾燥ろ床築造

年月	事 項
昭和	〔昭和62年度〕
63. 1	大冠浄水場13号取水井築造
63. 3	大冠浄水場14号取水井築造
63. 3	天神山第一配水池法面整備と側溝築造
63. 3	大冠浄水場府営水受水管増径φ350→φ400
	〔昭和63年度〕
63. 7	水道事業管理者 鶴谷 岳弘 就任
63.10	清水浄水場自己水廃止
平成元. 3	城山配水池法面整備
元. 3	大冠浄水場整備工事完了
	〔平成元年度〕
元. 4	水道市民PR施設「ウォータープラザ」オープン
元. 4	消費税導入（税率3%）
2. 1	大冠浄水場9号取水井掘替工事
2. 3	五領浄水場8号取水井築造
2. 3	改良型エアレーション5基完成（国庫補助第1号）
	〔平成2年度〕
3. 1	樫田浄水場取水井築造
	〔平成3年度〕
3. 4	三階建直圧給水施行基準（特例）を施行
3. 5	水道広報紙「高槻の水道」創刊
3. 9	水道料金オンラインシステム稼働
4. 3	阿武野配水池新設（容量10,000m ³ ）
	〔平成4年度〕
4. 4	企業会計オンラインシステム稼働
4. 5	清水受水場口径600耗水管橋架設（完工）
4. 6	芥川受水場口径500耗水管橋架設（完工）
4. 6	給水装置工事管理システム稼働
4. 7	水道事業管理者 鶴谷 岳弘 再任
5. 1	高槻市公営企業審議会設置
	〔平成5年度〕
5. 4	府営水道値上げ実施 55円54銭／m ³ （平成元年4月）から74円50銭／m ³ （34.14%：平成5年4月1日改定）
5. 4	貯蔵品管理システム稼働
5. 5	高槻市公営企業審議会「水道事業の経営のあり方について」答申
5. 8	水道事業経営健全化計画策定
5. 9	水道料金改正案修正可決、実施は平成6年4月から平均改定率34.15%
5.10	三階建直圧給水施行基準緩和（1棟30m ³ まで）
5.11	備品管理システム稼働
5.12	厚生省、水道水質基準改正施行
6. 1	樫田地区簡易水道事業変更認可
	〔平成6年度〕
6. 4	水道料金改定実施（5.9議決）平均改定率34.15%
6. 7	高松市へ緊急飲料水搬送（7月21日）
6. 8	異常渇水により淀川取水制限（8月22日第1次取水制限10%カット） 琵琶湖水位－94cm

年月	事 項
平成	[平成6年度]
6. 8	二料浄水場休止
6. 9	異常渇水により淀川取水制限(9月3日第2次取水制限15%カット) 琵琶湖水位－109cm 渇水対策本部設置(9月5日)市内全域に節水協力要請 異常渇水により淀川取水制限(9月10日第3次取水制限20%カット) 琵琶湖水位－116cm 琵琶湖水位最低－123cm(9月15日)
6. 9	台風等による大雨のため淀川取水制限一時解除(9月16日) 淀川取水制限(9月19日第3次取水制限20%カット)再開 琵琶湖水位－91cm 淀川取水制限(9月27日第2次取水制限15%カット) 琵琶湖水位－88cm
6. 10	取水制限解除(10月4日) 琵琶湖水位－48cm 渇水対策本部解散(10月5日)
6. 12	杉生地区飲料水供給施設を廃止。樫田地区簡易水道に統合
7. 1	阪神・淡路大震災により災害対策本部設置(1月17日) 【被害状況】 本管破損等(水道部所管) 66件 内訳(給水管…12件、ビニル管…12件、鋼管…2件、鋳鉄管…6件、止水栓…15件、その他…19件) 屋内修繕 751件 内訳(水道部…13件、公認業者…263件、公認業者組合…475件) 取水ポンプ破損(五領浄水場18.5KW) 1台 越流管破損(φ150・φ100) 2か所 大規模団地等2560戸で一時的に断水があり、応急給水を実施 内訳(府営柱本団地…930戸、府営下田部団地…560戸、公団富田団地…840戸、その他マンション…230戸) 【他市への応援】 神戸市・西宮市へ緊急飲料水搬送(1月18日) ペットボトル6000本 西宮市へ応援給水(1月19日～2月28日) 延べ41日、延べ80人 豊中市へ屋内修繕応援(1月21日～1月25日) 延べ5日、延べ11人 西宮市へ配水管復旧工事応援(1月26日～3月7日) 延べ41日、延べ244人 芦屋市へ緊急飲料水搬送(2月6日) ペットボトル2000本
7. 3	清水受水池増設工事完了(容量5,000m ³) [平成7年度]
7. 4	東京都地下鉄サリン事件を機に水道全施設の巡回及び施錠を強化
7. 7	施設耐震性調査実施(7月10日～9月21日)
8. 2	樫田地区簡易水道配水池増設(容量396m ³)
8. 3	樫田地区簡易水道浄水施設増設
8. 3	萩谷高区配水池移設(容量50m ³)
8. 3	耐震性貯水槽設置(芝谷町中央公園、城跡公園(現高槻城公園))(それぞれ容量100m ³)
8. 3	ウォータープラザ、リニューアルオープン
8. 3	第4次水道施設等整備事業計画策定 [平成8年度]
8. 4	第4次水道施設等整備事業始まる
8. 4	樫田浄水場水質自動監視装置稼動(魚センサー)
8. 5	萩谷中継ポンプ場築造
8. 6	水道法一部改正(給水装置工事に係る規制緩和)
8. 7	水道事業管理者 山本 宏道 就任

年月	事 項
平成	[平成8年度]
8. 8	堺市他において病原性大腸菌O157による集団食中毒発生 市内で受水槽残留塩素測定実施
8. 8	清水受水場塩素追加注入設備稼動
	[平成9年度]
9. 4	浄水場機器管理システム・経営管理システム稼動
9. 4	萩谷浄水場休止
9. 4	消費税率3%→5%に改定される
9. 5	奈佐原受水場塩素追加注入設備稼動
9. 6	芥川受水場塩素追加注入設備稼動
9. 7	高槻市・摂津市連絡管布設（口径150耗）（災害応援体制）
9. 9	水道事業経営健全化計画・第4次水道施設等整備事業計画見直し
9.10	給水装置の構造及び材質に関する省令施行（給水装置器具の承認制度が緩和される）
9.11	高槻市・茨木市連絡管布設（口径200耗）（災害応援体制）
9.12	高槻市給水条例一部改正（給水装置工事業者の指定制度見直し、給水装置器具の基準の明確化など）
9.12	摂津峡配水池増設（容量100m ³ ）
10. 2	水道メータ、円読式からデジタル式への切替え始まる
	[平成10年度]
10. 4	（財）高槻市水道サービス公社設立
10. 4	規制緩和に伴う給水装置工事指定店制度スタート
10. 7	大阪府営水道が、高度浄水処理水に完全に切替わる
10. 7	五領浄水場より府営水の給水開始
10. 8	2か月検針・2か月料金徴収制度への切替え始まる。10月より完全実施
10. 8	携帯用検針機器（ハンディ・ターミナル）による検針始まる
10.11	水道料金の口座振替日を毎月14日から毎月16日に変更
10.11	大冠浄水場観測井掘削
10.11	大冠浄水場次亜塩素酸 ナ 注入設備耐震化改良
10.12	富田分岐休止
11. 3	日吉台配水池緊急遮断弁設置
	[平成11年度]
11. 5	水道広報紙「高槻の水道」各戸配布実施
11.10	川久保浄水場水質自動監視装置稼動（魚センサー）
12. 1	萩谷低区配水池築造（容量90m ³ ）
12. 2	天神山第二配水池廃止
12. 3	テレメータ設備二重化完了
12. 3	天神山系給水区域拡大（桜町、明田町、上田辺町、紺屋町、高槻町、北園町、大学町、八丁西町、八丁畷町、桃園町、城北町一丁目、城北町二丁目）
	[平成12年度]
12. 4	4・5階建建物の直圧給水実施
12. 5	高槻市公営企業審議会設置
12. 7	水道事業管理者 井出 正夫 就任
12. 9	異常湧水により淀川取水制限 （9月9日取水制限10% 琵琶湖水位－95cm）水位最低－97cm （9月18日取水制限解除 琵琶湖水位－50cm）
12.10	富田分岐再開

年月	事 項
平成	〔平成12年度〕
12. 10	府営水道値上げ実施 74円50銭／m ³ (平成5年4月)から88円10銭／m ³ (18.3%:平成12年10月1日改定)
12. 11	高槻市公営企業審議会「高槻市水道事業の経営のあり方について」答申
13. 2	高槻市水道事業基本計画・高槻市水道事業経営効率化計画策定
13. 2	大冠給水区域拡大(西町南部)
13. 3	清水受水場整備工事完了
	〔平成13年度〕
13. 4	高槻市水道事業基本計画(～平成22年度)スタート
13. 4	高槻市水道事業経営効率化計画・第5次水道施設等整備事業計画始まる
13. 4	10階建程度迄建物の直結増圧給水実施
13. 4	掘削を伴う修繕を8割委託化
13. 10	清水受水場、芥川受水場遊休地の有効利用(有料駐車場)
13. 10	大冠給水区域拡大(川添、西町北部)
13. 12	水道料金改定実施(13年9月議決)消費税未転嫁相当額2%アップ
14. 3	水道工事の談合に係る損害賠償請求の提訴
	〔平成14年度〕
14. 4	水道法一部改正施行(業務委託、貯水槽水道、事業変更認可、他)
14. 6	芥川流域地下水調査実施(14・15年度継続事業)
14. 7	五領浄水場浄水処理工程休止
14. 8	ウォータープラザ、リニューアルオープン
14. 9	渇水により淀川取水制限(9月30日取水制限10% 琵琶湖水位－94cm) 水位最低－99cm (1月8日取水制限解除 琵琶湖水位－67cm)
15. 1	寒波による屋内給水管凍結事故(586件)
15. 2	奈佐原系給水区域拡大(殿町、紫町、真上町一・二丁目、南芥川町、芥川町二～四丁目)
15. 2	神内一丁目5～7番を市の給水区域から削除(島本町の給水区域に編入)
15. 3	高槻市・島本町連絡管布設(口径200耗)(災害応援体制)
15. 3	集中監視システム更新
	〔平成15年度〕
15. 4	給水条例一部改正(貯水槽水道への関与)
15. 4	貯水槽水道の管理運営指導基準改正
15. 4	水質基準の一部改正施行(鉛に係る水質基準が、0.05mg/Lから0.01mg/Lになる。)
15. 4	鉛浸出基準の強化に対応した水道メータ(鉛レス量水器)ほか材料を採用
15. 8	浄水設備システム(深井戸利用)検討会議発足(16年3月報告書)
15. 12	水道通水60周年記念碑を中央水源地跡に建立
15. 12	大冠給水区域拡大(宮野町)
16. 1	大冠給水区域拡大(総持寺団地)
16. 1	富田分岐休止
16. 1	寒波による屋内給水管凍結事故(163件)
16. 2	芥川大橋開通に伴い口径500耗配水管供用開始
16. 2	大冠給水区域拡大(栄町四丁目、芝生町三・四丁目)
16. 3	大冠給水区域拡大(柳川町一・二丁目)
16. 3	水道工事談合訴訟16業者と和解

年月	事 項
平成	〔平成16年度〕
16. 4	水質基準の一部改正施行（基準項目46項目のうち9項目を削除し、新たに13項目を追加し50項目に設定）
16. 4	五領浄水場浄水処理工程廃止、五領受水場に名称変更
16. 7	水道事業管理者 杉原 尚 就任
16.10	朝日町府営水非常用分岐設置
16.10	水害被害のため宮津市へ応援給水
16.12	高槻市公営企業審議会設置
17. 2	大冠給水区域拡大（松原町・緑町）
17. 3	岡本山配水池廃止（阿武野配水池系に統合）
17. 3	水質検査計画策定
	〔平成17年度〕
17. 4	伸縮形耐震継手鋳鉄管を全口径に採用
17. 5	高槻市公営企業審議会「高槻市水道事業の経営のあり方について」答申
17.11	水道法第39条第1項に基づく厚生労働省の立入検査
17.11	富田分岐廃止
17.11	旧富田分岐を非常用分岐に
17.12	高槻市水道事業経営効率化計画（平成18～22年度）策定
18. 3	大冠給水区域拡大（芝生町二丁目・府営住宅）
	〔平成18年度〕
18. 4	高槻市水道事業経営効率化計画・第6次水道施設等整備事業計画始まる
18. 4	掘削を伴う修繕の実質的全面委託化
18.11	水道料金のコンビニエンスストアでの収納を開始
18.12	大冠浄水場18号取水井築造
19. 2	夜間・休日の水道施設運転監視業務委託開始
19. 3	エアレーション設備2基増設
19. 3	大冠給水区域拡大（津之江町二丁目）
19. 3	上水道事業変更認可（第7次拡張事業2次変更）
	〔平成19年度〕
19. 6	大冠浄水場内配水系統二重化
19. 6	大冠浄水場1号配水池耐震補強完了（容量5,625m ³ ）
19.12	大冠浄水場ろ過機耐震補強完了（No.1～No.5）
20. 1	古曽部中央公園整備に伴う配水系統変更（古曽部町三丁目の一部）（天神山系→日吉台系）
20. 2	大蔵司橋架け替えに伴い口径500耗水管橋供用開始
20. 2	朝日町～東五百住町一丁目地区JR軌道下SPφ600ホースライニングによる更生完了
	〔平成20年度〕
20. 4	出納取扱金融機関派出窓口の撤退
20. 4	窓口収納業務を滞納整理業務に加え民間委託
20. 4	配水系統変更（南芥川町の一部）（奈佐原系 → 天神山系）
20. 5	高槻市公営企業審議会設置
20. 7	水道事業管理者 倉橋 隆男 就任
20. 9	高槻市公営企業審議会「水道料金体系のあり方について」答申
20.10	市内27事業者で構成される高槻市災害復旧協力会と水道施設等の災害復旧に関する協定書締結
21. 3	インターネットによる開栓・閉栓の手続き（高槻市簡易電子申込サービス）を開始
21. 3	指定給水装置工事事業者研修会開催（北大阪上水道協議会）591事業者

年月	事 項
平成	〔平成21年度〕
21. 5	高槻市簡易電子申込サービスと関西引越し手続きサービスの連携を開始
21. 7	日吉台配水池3号池休止（容量1,000m ³ ）
22. 1	高槻市公営企業審議会設置
22. 3	大冠浄水場18号取水井工事完了
22. 3	水道施設耐震化計画作成のための耐震診断の実施
22. 3	耐震性貯水槽設置（古曽部防災公園）（容量100m ³ ）
22. 3	神内一丁目7番の一部を島本町の給水区域に編入
	〔平成22年度〕
22. 4	府営水道値下げ実施 88円10銭／m ³ （平成12年10月）から78円／m ³ （マイナス11.46%：平成22年4月1日改定）
22. 5	城山第一配水池1号配水池耐震補強完了（容量2,000m ³ ）
22. 8	高槻市公営企業審議会「今後の水道事業経営のあり方について」答申
22.10	水道料金改定実施（22年6月議決）平均改定率マイナス2.3%、料金体系の見直し（基本水量制の廃止、水量区分の見直し）
22.11	大阪広域水道企業団設立（大阪府知事による設立許可、37市町村で発足）
23. 1	大阪広域水道企業団を構成する市町村に5市が追加（受水団体の全42市町村で構成）
23. 1	高槻市水道事業基本計画（平成23年度～平成32年度）策定
23. 2	城山第二配水池系統を加圧給水に切替え（城山第二配水池休止）
23. 3	東日本大震災により東北地方太平洋沖地震高槻市支援対策会議設置（3月22日） 【日本水道協会大阪府支部による岩手県での応急給水活動への職員派遣】 第1陣（3月16日～3月21日） 6日 延べ24人 第2陣（3月19日～3月21日） 3日 延べ12人 第7陣（4月 9日～4月16日） 8日 延べ16人 第10陣（4月24日～5月 1日） 8日 延べ16人 第13陣（5月 9日～5月16日） 8日 延べ16人 第19陣（6月 8日～6月15日） 8日 延べ16人
23. 3	高槻市水道事業経営効率化計画（平成23年度～平成27年度）策定
23. 3	第7次水道施設等整備事業計画策定
23. 3	奈佐原受水池耐震補強完了（容量10,000m ³ ）
23. 3	宮田町二丁目地区SPφ800ホースライニングによる更生完了
23. 3	大阪府営水道協議会解散
23. 3	大阪府簡易水道協会解散
23. 3	大阪府水道部廃止（事業は平成23年4月1日付けで大阪広域水道企業団が承継）
	〔平成23年度〕
23. 4	高槻市水道事業基本計画（平成23年度～平成32年度）スタート
23. 4	高槻市水道事業経営効率化計画・第7次水道施設等整備事業計画スタート
23. 4	水道マッピングシステム稼動
23. 4	大阪広域水道企業団が事業開始
23. 4	大阪広域水道企業団事業開始に伴い、同企業団、受水42市町村、泉北水道企業団及び大阪府と大阪広域水道震災対策相互応援協定書締結
23. 5	城山第2配水池廃止
23. 6	水道事業管理者 法幸 貞次 就任
23. 9	財団法人高槻市水道サービス公社寄附行為変更（大阪府知事平成23年9月1日認可）
23. 9	ダクタイル管の耐食性に関する共同研究開始（日吉台東公園内）
23.11	指定給水装置工事事業者研修会開催（北大阪上水道協議会）1,686事業者

年月	事 項
平成	〔平成23年度〕
24. 2	寒波による凍結・破損事故（2月3日 気温-3℃） 本管事故0件、屋内凍結等85件（内止水閉栓対応30件）
24. 3	水安全計画策定
24. 3	簡易水道事業（樫田地区・川久保地区）を廃止
24. 3	財団法人高槻市水道サービス公社廃止 （公益事業・収益事業は平成24年4月1日付けで高槻市水道事業が承継）
	〔平成24年度〕
24. 4	簡易水道事業（樫田地区・川久保地区）を廃止し、水道事業へ統合（事業の全部譲受）
24. 4	水道事業の設置等に関する条例一部改正（簡易水道事業を水道事業へ統合、減債積立金・建設改良積立金を条例化）
24. 4	給水条例一部改正（条例名を水道事業条例に変更、簡易水道事業を水道事業へ統合、水道布設工事監督者配置基準・同資格要件、水道技術管理者の資格要件を条例化）
24. 4	財団法人高槻市水道サービス公社の廃止に伴い、検針及び開閉栓業務を民間委託
24. 4	料金課にお客さまセンターを開設
24. 4	委託業者である第一環境株式会社と災害時応援協定締結
24. 4	大冠浄水場エアレーションタワー耐震補強完了
24. 8	集中豪雨により天神山第1配水池西側法面の崩壊
24. 9	高槻市・島本町配水管相互連絡管維持管理及び応援給水協定締結
25. 2	日吉台配水池3号池改築完了
	〔平成25年度〕
25. 4	大阪広域水道企業団値下げ実施 78円／m ³ （平成22年4月）から75円／m ³ （マイナス3.8%：平成25年4月1日改定）
25. 4	工業用水道水の水道水への混入事故 （東レフィルム加工(株)におけるクロスコネクション）
25. 4	企業会計システム（クライアントサーバー方式）稼働
25. 9	高槻市公営企業審議会「今後の水道事業の財政運営について」諮問
25. 11	関西引越し手続きサービスの終了に伴い、高槻市簡易電子申込サービスとの連携終了
26. 1	大冠浄水場中央管理棟改修及び耐震補強工事完了
26. 2	管末水質モニター設置（市内12箇所）
26. 3	樫田配水池及び場内配管改良工事完了
	〔平成26年度〕
26. 4	消費税率5%→8%に改定される
26. 4	水道料金改定実施（25年12月議決）消費税率改定分転嫁
26. 4	平成26年度予算・決算から新会計基準施行
26. 5	高槻市公営企業審議会「今後の水道事業の財政運営について」答申
26. 5	水道広報紙「高槻の水道」最終号（第59号）発行
26. 6	配水用ポリエチレン管を樫田地区の配水管改良工事において採用 （旧簡易水道事業区域での限定使用）
26. 7	指定給水装置工事事業者研修会開催（北大阪上水道協議会）1,967事業者
26. 8	日吉台配水池2号池耐震補強完了（容量3,000m ³ ）
26. 11	総合スポーツセンター耐震性貯水槽設置（容量100m ³ ）
26. 12	深沢町一丁目ほか配水管改良工事において仕切弁操作による濁水事故（約6,000戸）
27. 1	浄水管理センター 水道GLP認定取得【認定番号：JWWA-GLP117】 （認定範囲：水道水・浄水 水質基準51項目）

年月	事 項
平成	〔平成26年度〕
27. 3	大冠給水区域一部拡大 (芝生町二・三丁目、川添二丁目、寿町三丁目、栄町二・三・四丁目 の一部)
	〔平成27年度〕
27. 4	「高槻市保健所所管の水道水質基準に係る水質分析を浄水管理センターに依頼することに関する覚書」締結
27. 6	水道事業管理者 吉里 泰雄 就任
27. 7	大冠給水区域一部拡大(寿町一・三丁目、栄町二丁目 の一部)
27. 8	日吉台配水池1号池耐震補強完了(容量3,000m ³)
28. 1	寒波による凍結・破損事故 本管事故0件、屋内凍結等16件、内止水栓閉栓対応6件
28. 1	清水受水場管理棟耐震改修工事完了
28. 1	高槻市水道事業経営効率化計画(平成28年度～平成32年度)策定
28. 2	減圧弁監視システム運用開始
28. 2	萩谷高区配水池次亜塩生成装置設置
28. 3	芥川系統切替完了(芥川系統→奈佐原系統) 芥川受水場及び天神山第1配水池休止
28. 3	第8次水道施設等整備事業計画策定
	〔平成28年度〕
28. 4	ウォータープラザリニューアルオープン
28. 8	大和第1配水池改築工事完了(容量231m ³)
28.10	水道料金改定実施(28年3月議決)平均改定率2.38%
28.10	企業団と市町村等における震災対策合同訓練に被災事業体として参加 奈佐原受水場に19事業体が参集
28.12	芥川受水場及び天神山第1配水池廃止
28.12	大冠給水区域一部拡大(芝生町二丁目、栄町一・二・三丁目、寿町一丁目 の一部)
29. 1	西面南一丁目地区ほか漏水による濁水発生(約3,200戸)
	〔平成29年度〕
29. 8	今城町交差点付近配水管φ600～700の漏水発生
29. 9	五領受水場 五領分岐より全量直送開始(工事完了は30. 3)
29. 9	朝日町災害対策連絡管区域の直送措置
29.11	大冠給水区域一部拡大(寿町三丁目、芝生町二丁目 の一部)
29.11	指定給水装置工事事業者研修会開催(北大阪上水道協議会) 大阪府支部参加者 1,679事業者
30. 3	集中監視システム更新工事完了(浄水管理センター中央監視室等リニューアル)
30. 3	平成29年度から関西大学・島本町・高槻市の共同事業として行っている大規模地震時の水道管路被害予測に関する研究の中間報告会を実施
30. 3	安満遺跡公園耐震性貯水槽設置完了(容量200m ³)
	〔平成30年度〕
30. 4	大阪広域水道企業団値下げ実施 75円/ m ³ (平成25年4月) から72円/ m ³ (マイナス4.0%:平成30年4月1日改定)
30. 6	大阪府北部地震発生 大阪広域水道企業団水道施設破損により市内一部地域で 断水(清水受水場系統)・濁水(大冠浄水場系統等)等が発生
30. 7	7月豪雨による水害のため災害派遣を実施(広島県三原市・岡山県倉敷市)
30. 7	野田三丁目地区ほか配水管改良工事において仕切弁破損による濁水事故(約630戸)
30. 7	水道料金改定実施(30年3月議決)平均改定率マイナス1.01%
30. 9	台風第21号の影響により、市内一部地域(樫田配水池系統)に断水が発生

年月	事 項
平成	〔平成30年度〕
30. 9	大冠給水区域一部拡大（西町、柳川町一丁目 の一部）
30. 10	日本水道協会全国会議で関西大学・島本町・高槻市の共同事業として行っている大規模地震時の水道管路被害予測に関する研究を発表
30. 12	水道法の一部を改正する法律 公布
31. 1	八丁西町地区ほか口径150～100耗配水管布設工事において地中配電線切断事故が発生（5か所で停電）
31. 1	大冠浄水場9号・10号・17号取水井を廃止、二料浄水場・杉生浄水場を廃止
31. 1	上水道事業変更認可（取水地点の変更に伴う変更認可（大冠浄水場19号・20号取水井））
31. 1	大冠浄水場19号・20号取水井築造
31. 2	阿武山配水池2号池給水開始（容量2,000m ³ ）
31. 3	樫田浄水場仮設取水設備設置
	〔令和元年度〕
31. 4	日吉台地区コミュニティと応急給水に係る覚書を締結
令和元. 6	高槻市水道事業審議会「高槻市水道事業の今後の事業経営について」諮問
元. 6	水道事業管理者 上田 昌彦 就任
元. 7	朝日町災害対策連絡管区域を奈佐原配水系統に復元
元. 9	8月豪雨による水害のため災害派遣を実施（佐賀県武雄市）
元. 10	消費税率8%→10%に改定される
元. 10	水道料金改定実施（31年3月議決）消費税率改定分転嫁
元. 11	台風第19号による被災のため避難所運営業務の応援派遣を実施（長野県長野市）
元. 11	日本水道協会全国会議で関西大学・島本町・高槻市の共同事業として行っている大規模地震時の水道管路被害予測に関する研究を発表
2. 1	野田三丁目地区ほか配水管改良工事において道路陥没事故
	〔令和2年度〕
2. 5	阿武野、阿武山、大和第1給水区域一部変更（塚原一～三丁目 の一部）
2. 6	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、水道料金基本料金の5割減額を実施（令和2年6月検針分～9月検針分）
2. 7	大雨による土砂崩れのため樫田浄水場の導水管が破損、仮設取水ポンプにて代用
2. 8	高槻市水道事業審議会「高槻市水道事業の今後の事業経営について」答申
2. 9	清水地区コミュニティ協議会と応急給水に係る覚書を締結
2. 11	関西大学・島本町・高槻市の共同事業として行っている大規模地震時の水道管路被害予測に関する研究を日本水道協会全国会議発表論文講演集に掲載
2. 11	大冠給水区域一部拡大（津之江町一丁目 の一部）
3. 1	寒波による凍結・破損事故 屋内凍結等156件、内止水栓閉栓等対応58件
3. 3	大冠給水区域一部拡大（北柳川町、栄町一丁目 の一部）
3. 3	第9次水道施設等整備事業計画策定
3. 3	高槻市水道事業基本計画・高槻市水道事業基本計画実施計画（令和3年度～令和12年度）策定
	〔令和3年度〕
3. 4	高槻市水道事業基本計画（令和3年度～令和12年度）スタート
3. 4	五領地区連合自治会と応急給水に係る覚書を締結
3. 4	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、水道料金基本料金の5割減額を実施（令和3年4月検針分～5月検針分）
3. 9	8月豪雨による水害にかかる災害派遣を実施（佐賀県武雄市）
3. 10	和歌山市六十谷水管橋破損に伴う応急給水活動の応援派遣を実施（和歌山県和歌山市）

年月	事 項
令和	[令和3年度]
4. 1	材料メーカーの不適切行為による水道管材料の出荷停止
4. 3	福島県沖を震源とする地震にかかる災害派遣を実施（福島県相馬市）
4. 3	防災啓発動画「自ら水から備えようーたかつき『みずから』防災ー」を配信
	[令和4年度]
4. 6	芝谷町地区ほか給水管漏水に伴うガス管サンドブラスト事故発生 （ガス供給停止戸数：約50戸）
4. 8	辻子一丁目地区ほか配水管布設工事における濁水発生（約9,000戸）
4. 9	辻子一丁目地区ほか大規模洗管作業（影響戸数：約9,000戸）
4. 9	原油価格や物価高騰の影響を踏まえ、水道料金基本料金の無償化を実施 （令和4年9月検針分～12月検針分）
4.10	北清水連合自治会と応急給水に係る覚書を締結
4.12	阿武山地区連合自治会、藤美台自治会、奈佐原4丁目自治会、 高槻阿武山九番街自治会、レインボーヒルズ自治会と応急給水に係る覚書を締結
5. 1	大冠給水区域一部拡大（津之江町一丁目の一部）
5. 1	寒波による凍結・破損事故 屋内凍結等46件、内止水栓閉栓等対応33件
	[令和5年度]
5. 8	企業管理者 西岡 博史 就任
5. 8	高槻市水道事業審議会「将来にわたり安定した経営を行うための方策について」諮問
5. 9	物価高騰の影響を踏まえ、水道料金基本料金の無償化を実施 （令和5年9月検針分～12月検針分）
6. 1	物価高騰の影響を踏まえ、水道料金基本料金の無償化を2か月間延長 （令和6年1月検針分・2月検針分）
6. 1	大冠浄水場2号池改修完了（容量7,500m ³ ）
6. 2	城山第1配水池法面对策工事完了
6. 2	令和6年能登半島地震に伴う応急給水活動の災害派遣を実施（石川県穴水町）
6. 3	令和6年能登半島地震に伴う応急復旧活動の災害派遣を実施（石川県能登町）
	[令和6年度]
6. 4	大冠浄水場2号・12号取水井休止
6. 5	高槻市水道事業審議会「将来にわたり安定した経営を行うための方策について」答申
6. 7	水道事業変更認可（樫田浄水場 取水地点及び浄水方法の変更）
6.11	物価高騰の影響を踏まえ、口径13・20・25mmの水道料金基本料金の無償化を実施 （令和6年11月検針分～令和7年2月検針分）
6.11	水道部庁舎の耐震改修工事の完了
7. 1	高槻市上下水道耐震化計画(令和7～11年度)策定
7. 2	寒波による凍結・破損事故 屋内凍結等28件、内止水栓閉栓等対応7件
7. 3	大冠浄水場非常用発電機棟新築工事完了
7. 3	水道料金改定案可決(令和7年10月実施) 平均改定率 15.01% （令和7年10月から令和10年3月までは激変緩和措置を実施）

3 業務量の推移

(1) 業 務 量

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口（人）	350,774	349,064	347,979	346,151	344,811
給水区域内人口（人）	350,767	349,058	347,971	346,143	344,804
給水人口（人）	350,761	349,053	347,966	346,139	344,803
給水戸数（戸）	167,720	168,361	169,009	167,853	168,533
普及率（％）	99.99	99.99	99.99	99.99	99.99
総給水量（m ³ ）	37,264,594	36,618,280	36,057,685	36,240,785	36,256,598
自己水・地下水（m ³ ）	12,077,419	12,041,043	12,082,895	12,093,243	12,076,318
自己水・表流水（m ³ ）	108,567	111,646	97,951	102,518	108,152
企業団水（m ³ ）	25,078,608	24,465,591	23,876,839	24,045,024	24,072,128
受水率（％）	67.30	66.81	66.22	66.35	66.39
1日最大給水量（m ³ ）	112,393	108,340	107,756	104,794	106,099
1日平均給水量（m ³ ）	102,095	100,324	98,788	99,019	99,333
負荷率（％）	90.84	92.60	91.68	94.49	93.62
1人1日最大給水量（ℓ/日）	320	310	310	303	308
1人1日平均給水量（ℓ/日）	291	287	284	286	288
有収水量（m ³ ）	35,477,565	35,065,526	34,291,473	33,975,545	33,856,362
有収率（％）	95.20	95.76	95.10	93.75	93.38
導送配水管延長（m）	1,072,688	1,074,515	1,075,522	1,075,577	1,074,698
配水能力（m ³ /日）	112,393	112,393	112,393	112,393	105,494
収益的収入（千円）	6,314,381	6,172,529	6,093,385	5,980,204	5,904,652
収益的支出（千円）	5,128,849	5,237,457	5,295,881	5,196,579	5,370,149
単年度損益（千円）	1,185,532	935,072	797,504	783,625	534,502
累積損益（千円）	2,079,835	1,834,907	1,702,411	1,696,035	1,450,538
資本的収入（千円）	1,782	38,599	45,338	617,433	636,183
資本的支出（千円）	1,940,193	2,251,428	2,124,048	3,281,153	3,795,992
単年度過不足額（千円）	△1,938,411	△2,212,829	△2,078,710	△2,663,720	△3,159,809
給水原価（円）	126.78 (129.05)	131.47	137.32	136.64	140.16
供給単価（円）	139.52 (146.57)	143.04 (146.64)	131.52 (146.32)	124.09 (146.57)	133.04 (146.66)
職員数（人）（管理者除く）	89	88	86	88	84

※ 行政区域内人口は、島本町の給水区域に編入分を含まない。

※ 導送配水管延長は、口径50㎜以上を対象としている。

※ 令和2年度及び令和3年度におけるカッコ内の数値は、新型コロナウイルス感染症の支援策として行った基本料金の減額及び、大阪広域水道企業団による受水費の軽減措置を含まない場合。

※ 令和4年度から令和6年度におけるカッコ内の数値は、物価高騰の影響を受けている市民や事業者の負担軽減を図るために行った基本料金の無償化分を含まない場合。

※ 給水戸数は閉栓を除く開栓戸数としているが、令和2～4年度の共用計算適用建物において一部閉栓を含む最大戸数から算定している。なお、令和2年度から令和4年度の一部閉栓を含まない戸数はそれぞれ、165,674戸、166,417戸、166,962戸である。

(2) 給水系統別人口

(単位:人)

給水系統 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大 冠 浄 水 場	138,043	136,935	136,368	135,610	134,881
檜 田 浄 水 場	386	382	375	374	368
川 久 保 浄 水 場	51	48	48	46	45
五 領 受 水 場	12,819	12,814	12,837	12,668	12,595
奈 佐 原 受 水 場	143,819	143,392	143,027	142,455	142,226
清 水 受 水 場	55,643	55,482	55,311	54,986	54,688
計	350,761	349,053	347,966	346,139	344,803

※各年度末の人口